

熱海市農業委員会

令和5年7月総会 議事録

1. 日 時 令和5年7月25日（火） 午後1時30分
2. 場 所 熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者 出席委員 高橋 恒夫 安井 靖雄 山田 秀明 相磯 恵利子
松浦 忠 西島 壽雄 佐藤 瑞生
出席推進委員 尾崎 隆英 田中 公一 長津 一男 小松 久峰
欠席委員 榎本 忠幸 沢田 修一
出席職員（事務局） 遠藤 浩一 岡部 隆一 松村 光庸

4. 審 議 案 件
1. 会長の互選について
 2. 職務代理者の互選について
 3. 委員の議席について
 4. 一般社団法人静岡県農業会議普通会員について
 5. 農地利用最適化推進委員について
 6. 非農地証明申請について
 7. 非農地証明申請について
 8. 非農地証明申請について
 9. 農地転用事実確認願について
 10. 農地転用事実確認願について
 11. 農地転用事実確認願について
 12. 非農地証明申請について
 13. その他

5. 議 事 開始 午後1時30分
終了 午後3時00分

事務局

時間前ですが本日の出席者全員そろいましたので始めたいと思います。只今から熱海市農業委員会総会を開会します。本日の総会は、法律の規定により市長が招集した任命後最初の総会でございますので、開会にあたりまして市長よりご挨拶申し上げます。市長よろしくお願いいいたします。

（ 市長 挨拶 ）

事務局 市長は次の公務を控えておりますので、ここで退席させていただきます。
(市長 退席)

事務局 先程申しましたように、本日は任命後、最初の総会でございますので、議長となるべき会長が選出されるまでの間は、臨時議長により会議を進めていただきたいと思います。熱海市農業委員会規程第3条第1項の規定により、年長の委員がその職務を行うこととされております。本日出席されております委員のなかで、高橋委員が年長委員でございますので、臨時議長をお願いいたします。
(高橋委員 議長席に移動)

高橋恒夫臨時議長 こんにちは。御指名いただきました高橋でございます。会長が決まるまで臨時に議長を勤めることとなりますので、皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。議事を進めさせていただきます。議案を上程いたします。選出第1号 会長の互選について、選出第2号 職務代理者の互選についてを一括議案といたします。事務局より説明をお願いします

事務局 会長・職務代理者の選出につきましては、任命後最初の委員会において、熱海市農業委員会規程第3条第2項により選挙することとされておりますが、同条第3項により委員全員に異議がないときは指名推薦によることができるとされております。委員皆様のご審議をお願いいたします。

高橋恒夫臨時議長 只今、事務局から基本は選挙、委員全員に異議がないときは、指名推薦の方法もできるとの説明がありました。指名推薦の方法で行うことに異議のない委員は、挙手をお願いします。
(農業委員全員挙手)

高橋恒夫臨時議長 挙手全員であります。したがって、両案とも指名推薦によることと決定いたします。それでは、指名推薦ある方は挙手をお願いします。
(松浦委員挙手)

高橋恒夫臨時議長 はい、松浦さん。

松浦 忠委員 会長に山田秀明さん、職務代理者に安井靖雄さんを推薦します。

高橋恒夫臨時議長 ただいま松浦さんから指名推薦がありました。会長に山田秀明さん、職務代理者に安井靖雄さんを選出することにご異議ございませんでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

高橋恒夫臨時議長	<p>異議なしと認めます。よって、会長に山田秀明さん、職務代理者に安井靖雄さんが選出されました。それでは、山田会長、安井職務代理の就任のご挨拶をお願いいたします。</p> <p>(会長、職務代理挨拶)</p>
高橋恒夫臨時議長	<p>会長が決定しましたので、議長を交代させていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> <p>(高橋委員 自席へ移動) (山田会長 議長席へ移動) (安井職務代理 職務代理席へ移動)</p>
事務局	<p>それでは、熱海市農業委員会総会会議規則第5条第1項の規定により、会長に議長を務めていただきます。よろしくをお願いいたします。</p>
山田 秀明議長	<p>議事を継続いたします。指定第1号 委員の議席について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>委員の議席につきましては、熱海市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、委員の議席は議長が定めとなっております。従来、委員の議席については、泉地区から順に南の方へと指定させていただいており、最後に中立委員の方とさせていただいております。議案3ページの名簿の順にて、ご審議をお願いいたします。</p>
山田 秀明議長	<p>この件について、何かご意見・ご質問はありませんか。特にご意見・ご質問がないようですので、事務局より説明のありました指定第1号 委員の議席については、原案どおり指定いたします。次に、議事録署名人を指名させていただきます。2番高橋委員、3番安井委員をお願いします。続きまして、指名第1号 静岡県農業会議普通会員指名について、事務局より説明をお願いします</p>
事務局	<p>議案は4ページ目になります。非営利型一般社団法人静岡県農業会議の定款第6条によりますと、県農業会議の普通会員は、各市町農業委員会の会長又は当該農業委員会が指名した委員があたることとなっております。例年通りですと会長にお願いすることになりますが、委員皆様のご審議をお願いいたします。</p>
山田 秀明議長	<p>この件について、何かご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>特にご意見・ご質問がないようですので、事務局より説明のありました指名第1号静岡県農業会議普通会員については、会長があたるということでご異議ございませんでしょうか。</p>
全 員	<p>(異議なしの声あり)</p>
山田 秀明議長	<p>続きまして、委嘱第1号熱海市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局

農地利用最適化推進委員につきましては、令和4年12月末から令和5年2月末までの2か月間、農業関係団体による推薦及び熱海市ホームページによる公募を経て、議案6ページのとおり、泉の尾崎隆英さん、伊豆山の田中公一さん、上多賀の長津一男さん、下多賀の小松久峰さんの以上4名の方が推薦されてまいりました。農地利用最適化推進委員は、市長による任命という農業委員とは異なり、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会が委嘱するということになっております。委員皆様のご審議をお願いいたします。

山田 秀明議長

この件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

特にご意見・ご質問がないようですので、事務局より説明のありました委嘱第1号熱海市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱については、原案どおり委嘱することでご異議ございませんでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

異議なしと認めます。原案のとおり委嘱することに決定いたします。それでは、農地利用最適化推進委員の委嘱状交付を行います。

(委嘱状交付)

農地利用最適化推進委員は、ご着席願います。

委員の皆さんの顔ぶれも変わっておりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。私からさせていただきます、安井職務代理から席順にお願いします。

(順次自己紹介)

ありがとうございました。続きまして、議案第1号非農地証明申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案7ページです。議案第1号非農地証明申請についてです。

土地の所在が泉元宮下分、地目が登記畑、課税・農地台帳が畑で、面積が1100㎡です。耕作以外に供した年月日が2003年ごろ、耕作以外の目的に供した理由が、前耕作者が耕作をやめ、耕作放棄地となった状態で相続したためということです。農地法所定の手続きをしなかった理由が、農地法に詳しくなかったためということです。農地法・他法令関係が、農地区分が2種、農振区分が地域内白地、宅造規制あり、風致地区が第1種、用途区分が非線引き地区、申請内容が非農地証明申請です。こちらについて審議をお願いいたします。

山田 秀明議長

事務局から説明があったとおり20年前から耕作してないということで、10ページの写真を見てもらうとわかると思います。皆様ご質問等はございませんでしょうか。

事務局長

事務局で説明が足りなくてすいません。最初なので非農地証明は何かというところを説明してなかったもので、説明します。非農地証明というのは、農業委員さんに認めてもらうんですけども、農地が農地以外のものに転用されていたり、山林化し

て農地への復元が困難な場合などに、所有者からの申請によって農業委員会が証明をするといったものになります。無断転用していた場合は始末書など添付してもらようなこともあるんですが、申請者が今回は申請を出すことによって法務局に行って、地目を変えるために農地ではないという証明をここで諮っていただくということになりますので、ご承知おきください。説明不足で申し訳ございませんでした。

山田 秀明議長

今非農地の説明があったんですけど、承認ということではよろしいでしょうか。

高橋 恒夫委員
全 員

調査で見てきましたが、雑木がいっぱいだと思います。
(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

議案第2号非農地証明申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、非農地証明申請についてです。
土地の所在が下多賀、地目が登記畑、課税・農地台帳が雑種地で、面積が449㎡です。耕作以外に供した年月日が平成2年ごろ、耕作以外の目的に供した理由が、昭和60年ごろ申請地を相続したが、耕作する時間もなく荒れたまま放置していたところ、近隣住民より駐車場として利用したい旨の申し出があり、駐車場としての利用を開始したということです。農地法所定の手続きをしなかった理由は、農地法に詳しくなかったためということです。農地の区分が第2種、農振の区分が地域内白地、宅造規制あり、風致地区が第2種、用途区分が非線引き地区で、申請内容が非農地証明申請です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

これにつきまして現地を見てきましたが、いかがでしょうか。

松浦 忠委員

農地には戻らないですね。

山田 秀明議長

相磯委員どうですか。

相磯 恵利子委員

農業はできないので非農地でいいと思います。

山田 秀明議長

写真のとおり舗装もしてあり駐車場となっています。ご意見ございますか。承認ということではよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

続きまして議案第3号非農地証明申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号非農地証明申請についてです。土地の所在が下多賀、地目が登記畑、課税・農地台帳が宅地で面積154㎡です。耕作以外に供した年月日が昭和44年。耕作以外の目的に供した理由が、昭和44年にアパートを建築し、昨年解体済みということです。農地法所定

の手続きをしなかった理由が農地法に詳しくなかったためということです。農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制なし、風致地区が無指定、用途区分が第1種中高層住居専用地域、申請内容が非農地証明申請です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

今回19ページの写真の5筆の内4筆申請が出てましてこの議案は左上の筆になります。写真のとおり家は解体されてますが舗装部分が残ったりしてました。ご意見・質問等ございませんか。松浦さんどうですか。

松浦 忠委員

見てきましたが、建物はありませんでしたが農地に戻すのは難しいと思いました。

山田 秀明議長

畑に戻すのは難しいということで、承認でよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

続きまして議案第4号農地転用事実確認願について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農地転用事実確認願についてです。
土地の所在が下多賀、地目が登記田、現況宅地で、面積が124㎡です。許可年月日・番号が、昭和59年8月24日、第87号です。使用目的が駐車場、建築面積が車庫15.12㎡、転用完了年月日が昭和59年です。農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制があり、風致地区が無指定、用途区分が第1種中高層住居専用地域、申請内容が農地転用事実確認願です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

24ページ写真の左下の筆です。青い屋根が車庫です。転用の許可を受けてるんですよね。

事務局

そうです。

山田 秀明議長

転用の許可を受けて駐車場にして地目の変更をしていないので、この転用事実確認願が認められれば法務局で地目を変えて、農地法から外れるということですが、地目を変えるところまでやってなかったため今回申請が出てきたというところですか。相磯さんいかがですか。

相磯 恵利子委員

車庫もあるので問題ないと思います。

山田 秀明議長

問題ないということで、承認でよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長 続きまして議案第5号農地転用事実確認願について事務局より説明をお願いします。

事務局 27ページです。議案第5号農地転用事実確認願についてです。
土地の所在が下多賀、地目が登記田、現況雑種地で、面積203㎡です。許可年月日が昭和53年5月30日、第171号、使用目的が駐車場、転用完了年月日昭和53年です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 29ページ写真の右下の筆になります。こちらも昭和53年に転用許可を受けたあとの完成後の届になります。

松浦 忠委員 議案第6号が隣なので一緒に審議でしょうか。

山田 秀明議長 写真右上の筆も転用事実確認願で議案5号と同じ駐車場になっています。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第6号農地転用事実確認願についてです。
土地の所在が下多賀で、地目が登記田、現況雑種地で、面積が261㎡です。許可年月日・番号が平成1年4月27日、第22号です。使用目的が駐車場で転用完了年月日が平成1年です。農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制なし、風致地区が無指定、用途区分が第1種中高層住居専用地域、申請内容が農地転用事実確認願です。

山田 秀明議長 議案5号が昭和53年に許可、議案6号が平成1年に許可になっていて、一体利用されています。

高橋 恒夫委員 駐車場になっているのでいいんじゃないですか。

山田 秀明議長 問題なければ承認ということでもよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 議案第7号、事務局説明をお願いします。

事務局 議案第7号非農地証明申請についてです。土地の所在が上多賀で地目が登記畑、課税が宅地介在畑、面積が280㎡です。耕作以外に供した年月日が平成10年ごろで、耕作以外の目的に供した理由が、申請者が平成2年に相続により取得したものでありますが、平成10年から現在に至るまで駐車場として賃貸しているということです。農地法所定の手続きをしなかった理由が農地法に詳しくなかったためということです。農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域で、申請内容が非農地証明申請です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 近所に住宅が少ないので台数は少ないですが、3台ぐらい使ってます。下も砂利

が引いてあります。39ページ写真のとおりです。相磯さんいかがですか。

相磯 恵利子委員	区画がちゃんとあって、駐車場になってました。
山田 秀明議長	松浦さんいかがですか。
松浦 忠委員	農地ではなかったですね。
高橋 恒夫委員	写真を見ると砂利が敷いてあって、農地はできないね。
山田 秀明議長	ほかにご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	以上で審議は終わりました。

【その他】

1. 委員報酬の支払いと活動費について
説明し委員了承
2. 活動記録簿について
説明し委員了承
3. 公務災害補償制度への加入について
例年通り加入
4. 全国農業新聞の購読について
全委員購読で了承

議 長 山 田 秀 明

2番委員 高橋恒夫

3番委員 安井靖雄

臨時議長 高橋恒夫